

平成25年度
鳥取市市民自治推進委員会
活動報告書

平成26年3月

鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

目 次

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

- 1 はじめに
- 2 市民まちづくり提案事業の審査を行って
- 3 市民活動表彰の審査を行って
- 4 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について
- 5 自治基本条例の一部改正（危機管理条項の追加）について
- 6 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取り組みについて
- 7 市民活動フェスタ（市民活動表彰、パネルディスカッション）の実施
及び参画と協働のまちづくりフォーラムについて
- 8 朝来市及び与布土地域協議会の視察研修を行って
- 9 平成 26 年度の活動方針

参考資料

- 1 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について
【市民活動促進部門】助成事業実績
【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績
- 2 鳥取市市民活動表彰制度について
- 3 まちづくり協議会の活動状況について
- 4 平成 25 年度市民活動フェスタ事業報告
- 5 市職員研修について
- 6 鳥取市市民自治推進委員会について
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1 はじめに

鳥取市市民自治推進委員会は、平成 20 年 10 月に施行された鳥取市自治基本条例に基づき、本市の参画と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査、審議を行うために設置されている市長の附属機関です。

今期の委員会は、平成 25 年 4 月から 2 年間の任期によりスタートし、平成 25 年度は 1 年目の活動となりました。

本報告書は、前期の市民自治推進委員会（任期：H23.4.1～H25.3.31）が平成 25 年 3 月に市長に提出した「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書（以下「意見書」という。）」を踏まえ、当委員会が行ってきた平成 25 年度の活動について報告書としてまとめたものです。

2 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業助成金交付事業は、平成 23 年度から実施されました。この事業は、従来からの地域の課題解決やまちの活性化のために市民活動団体が自ら行う事業への助成制度（市民活動促進部門）に加え、市民活動団体と市が協働で行うことで更に効果が高まる事業への助成制度（協働事業部門）が設けられました。平成 24 年度からはこの協働事業部門は、市民等提案型から地域の課題解決に向けて行政からテーマを提示する行政提案型へと移行しています。

市民自治推進委員会は、市民活動団体から提案された事業の審査及び市長への推薦を行う役割を担っています。平成 25 年度は市民活動促進部門で 5 団体、協働事業部門で 2 団体の推薦した事業について当該助成金の交付が決定されました。

協働事業部門はいずれも中心市街地を対象としており、新市域からの応募が望まれます。

また当委員会で推薦した 2 団体の事業はいずれも一時的なものに感じられ、もっと将来につながる提案が出てくようにならないと鳥取市のまちづくりは成長しないと感じました。ただ、両事業とも地域の魅力を引き出すことができるという点ではいい事業であったように思います。

また、同一テーマで継続して募集することも考えてはどうかと思います。

これらのことを踏まえ、採択事業の活動状況や成果等を公開しつつ、今後の制度の周知方法について一考を要すると思います。

3 市民活動表彰の審査を行って

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成 20 年度に創設されたものです。当委員会は、その対象者を選考審査し、被表彰候補者を決定するという大変重要な役割を担っています。

選考審査にあたっては、平成 23 年度から採点を行わず、①先駆性・独自性、②発展性、③協働性・連携性、④効果性、⑤継続性の 5 つの審査基準に基づき、推薦の適否を「適当」または「不適」から選択する方式に変更しました。

当委員会としては、“小さな市民活動にも光を”との市民活動表彰の趣旨を大切にして審査にあたるよう努めました。審査の結果、応募のあった 6 団体（個人）のうち、2 個人を市長に被表彰候補者として推薦することを決定し、市長の決定を経て 12 月 7 日（土）に開催された「2013 市民活動フェスタ in とっとり」の中で表彰式が行われました。

市民による地道な活動が根付くことがこれからのまちづくりには重要であり、機会をとらえて活動内容を広く市民に周知する必要があると考えます。

4 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について

○市民と市による協働のまちづくりは、市政の原則であります（自治基本条例第 5 条）。ここで市は市民による自主的なまちづくり活動の促進を約束していますが、事例集によると活発な地域とそうでない地域が分かれているように感じます。市報やフォーラム、地区公民館を通じて多くの住民が参画できるような施策と地域に応じた物的・人的支援を進める必要があると思います。特に活動の要となる人材の育成が重要と考えます。

○各種市民活動の運営には、活動資金の確保が第一だと思います。

各種活動団体や自治会・まちづくり協議会等の活動資金は、会員の会費収入を柱に行政からの補助金等で賄われていますが、鳥取市の場合、他市と比べて各種の支援策は手厚く施されていると思います。各種市民活動やボランティア団体等も次第に増加しており、安全・安心な協働のまちづくり推進に期待が持てます。

5 自治基本条例の一部改正（危機管理条項の追加）について

条例では 4 年を超えない期間ごとに、「この条例の各条項が本市にふさわしく、

社会情勢に適合したものかどうか」を検討することが規定されています。

平成24年9月28日に市長から諮問を受け、当委員会において計7回にわたり、条例の見直しについて審議を行い、その結果を「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめ、平成25年3月21日に市長へ提出しています。

本年度、市はその答申書を踏まえ、危機管理条項を追加することを決定され、条例の一部改正案をもとに、平成25年9月に市民政策コメントを実施後、平成25年12月議会において条例の一部改正案を提案可決されました。

平成23年3月11日の東日本大震災や南海トラフにかかわる大震災の発生予測など市民の間でも各種災害に対する関心が高まっており、今回の改正はタイミングがよく、重要かつ必須の事項と考えます。

ただ、市民政策コメントの結果をみても市民の関心は低調であり、今後はこの条文を指針として施策を講じるなど、改正内容を市民に浸透させていく手だてを検討し実施するの必要を感じます。

6 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取り組みについて

市では、平成25年度を「協働のまちづくりのステップアップの年」と位置づけ、引き続き協働のまちづくりの推進を図ってこられました。

協働のまちづくりについては、市内61の地区公民館を拠点とした地域コミュニティにおいて、全地区にまちづくり協議会が設立され、多様な地域課題を解決するための「地域コミュニティ計画」が、そのうち58地区で策定され、計画に基づく実践活動が各地区で展開されています。

市は、これらの活動を様々な方法により支援しておられますが、地域コミュニティ計画に基づく事業等を強力に支援していく姿勢を表すものとして「協働のまちづくり支援宣言」をこれまでに58地区に対し行われています。

また、「鳥取市地域コミュニティ育成支援事業」により財政面の支援を行い、人的支援策としては、市職員による「コミュニティ支援チーム」が編成され、今年度は156名のチーム員が各地区のまちづくり協議会の支援を行っておられます。

各地区のまちづくり協議会は設立から概ね5年を経過しており、今では様々な活動を行っておられますが、一度振り返り活動の成果をまとめ、将来を見据えた方向性を検討する機会の提供が必要であると考えます。

また、市民自治推進委員会では今年度、自治基本条例に基づく協働のまちづくりの取り組み状況を調査するため、先進都市である朝来市と与布土地域自治

協議会の視察研修を実施したことは大変有意義でありました。

7 市民活動フェスタ（市民活動表彰、パネルディスカッション）の実施及び参画と協働のまちづくりフォーラムについて

平成23年度まで開催していた「参画と協働のまちづくりフォーラム」は「市民活動フェスタ」に統合されてから、本年度2回目の開催となりました。

市民活動フェスタは市民活動団体のブースがさざんか会館全館にわたり配置されているため、全体としての来訪者は多いものの、市民活動表彰やパネルディスカッションへの参加者は、それほど多くないと感じました。

市民活動表彰は表彰者へのインタビューによりその活動内容がよくわかりましたし、防災をテーマとしたパネルディスカッションについては、防災活動先進地の取り組み状況やいろいろな立場の行政担当者の意見を聞け、今後の地域防災対策の参考になるものであったと思うが、時間が短く、パネリストの発表に終始し、テーマの内容を深めるに至らなかったのが残念でした。

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施形態に議論があったところではありますが、「市民活動フェスタ」は開催場所が鳥取地域に限られることや多くの市民活動団体の発表の場であるため、鳥取市のまちづくりのための制度や施策、課題などを十分に市民に訴えることができなかつたようです。

そのため、単独による「参画と協働のまちづくりフォーラム」の再開を希望します。

8 朝来市及び与布土地域協議会の視察研修を行って

○兵庫県朝来市与布土地域を訪問し、当該地域自治協議会と朝来市が地域目標や地域の問題、課題等を解決するためにどのような活動をしているか丁寧な説明を受けました。特徴は、当該地域が地縁団体の認可を受けていること、協議会には、自治会もNPO法人も参加していて協働のまちづくりが進められていました。特に、財政面の独立性、人事権などが与えられ独自の活動が活発に行われており、当委員会でも報告会等を実施し、参考になるところは参考にする必要があると考えます。

○自分たちがリーダーシップを取り、地域を動かそうという気持ちが伝わりました。誰かがしてくれるではなく、自分たちがしないといけないという空気を造り、そして周りを巻き込んで地域おこしが発展するのであろうと思いました。

○朝来市与布土地区は高齢化率35%の高さに、住民が危機感を覚え同市のトップを切って与布土地域自治協議会を誕生されたことと、6つの部会（組織）を編成し、従来の行政依存要望型地域から脱却して、「地域の課題は地域で解決する」という考え方が根付きつつあるという現実を知りました。これは、我々が目指している地域の体制そのものです。今後の地域づくりの参考にしたいと思います。

○2度の合併から、住民自治の考え方が市民に根付き、行政と市民の役割を上手く分担した地域づくりが展開されています。事務局には信頼が厚く、実務能力と視野の広いコーディネーターの存在があり体制がしっかりしていると感じました。

○条例設置のPRの即効薬は、そう簡単にはありません。本市の場合は、条例の解説パンフに加えて、まちづくり元年パンフ、まちづくりハンドブック、活動事例集等の作成・配布、さらにフォーラムの開催などを重ねており、本市においてもきめ細やかなPR活動がなされていると思います。今後も地道にPR活動を継続していき、市民の参画と協働意識を高めていくことが求められます。

9 平成26年度の活動方針

市民自治推進委員会は、平成26年度、次の活動方針を掲げ、取り組みます。

- ① 自治基本条例の周知及び活用を推進すること
- ② 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議に関すること
- ③ その他の参画と協働のまちづくりの推進に関する事項についての調査、審議に関すること
- ④ 「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書（仮称）」を策定すること